

緊急事態宣言を踏まえた健康診査等の対応について

2020年4月21日

- 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、「三つの密」を避けるための取組みなど十分な感染防止策を講じることが要請されていることを踏まえ、当健康保険組合においては、特定健康診査・特定保健指導をはじめとした保健事業について、以下の対応を執ることといたしましたので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 対象事業及び対応内容

(1) 健診事業（特定健康診査を含む）

実施期間中、特定健康診査を含むすべての健診事業について、原則、実施しない。

(2) 保健指導事業

実施期間中は、特定保健指導に係る電話及び遠隔面談のみを実施する。

(3) その他の保健事業

対面形式や集合形式等によるものは、当面、実施しない。

2 実 施 期 間

緊急事態宣言の期間（当面、5月6日まで）

なお、今後の状況により取扱期間の変更があった場合は、当組合ホームページでご案内いたします。

3 そ の 他

実施期間内において、健康診査等の予約をされている方については、大変申し訳ありませんが、感染機会を減らすための対応であることをご理解いただき、受診申込をキャンセルいただきますようお願いいたします。